〇文部科学省告示第四十七号

校 授 項 業 学 教 を 育 第 校 行 教 法 百 う 施 育 十 三 教 行 法 室 規 条 施 等 則 第 行 第 以 規 外 七 項 則 + \mathcal{O} 及 場 七 び 昭 所 条 第 和 で \mathcal{O} 百 + <u>-</u> 三 履 + 修 \mathcal{O} 年 さ 規 五 せ 定 文 条 る 部 第 12 基 兀 省 لح 令 づ 項 が き、 に 第 で + お き 授 1 号) る 業 7 場 準 を 合 用 第 多 七 を す 定 様 る + \Diamond 七 な 場 る 合 条 メ デ 件 を \mathcal{O} 含 イ 令 ア む 同 を 和 令 元 高 第 年 度 \mathcal{O} 文 に 規 七 + 部 利 定 科 九 用 に 学 基 条 L 省 7 づ \mathcal{O} 告 き、 八 示 当 第 学 第 該

令和六年三月二十九日

五.

+

六

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

文部科学大臣 盛山 正仁

規 欄 象 掲 定 規 げ に 次 で 定 る 掲 \mathcal{O} で 改 そ げ 表 改 正 る に \mathcal{O} 前 正 標 規 ょ り、 欄 後 記 定 に 欄 部 \mathcal{O} $\sum_{}$ 分 改 に 傍 ک れ に 線 正 に を れ 前 欄 対 に 重 付 応 傍 に 対 L す 掲 応 線 又 げ る す を は 付 る t る 破 線 規 \mathcal{O} ŧ L を た 定 \mathcal{O} で を 掲 規 囲 \mathcal{O} げ 掲 傍 定 W 7 げ だ 線 以 部 1 て を 付 な 下 分 11 1 な \mathcal{O} L \neg 対 ょ 又 ŧ 1 t 象 う は \mathcal{O} は に 破 \mathcal{O} 規 線 は 定 改 _ め、 で ک 井 れ کے を れ 1 改 λ う。 だ 加 を 正 部 え 削 前 る り 欄 分 を は 及 改 \mathcal{U} \sum_{i} 改 正 改 れ 後 正 正 に 欄 対 前 後 に 欄 応 欄 掲 に す に げ る 掲 対 げ 応 る 改 対 る 正 L 象 後 対 7

[略] 五(に意を用い、適切な指導を行うこと。	号の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把 匹該授業を履修する場所に当該中学校等の教員が配 匹	する場合	る事項で文部科学省令で定めるものの教授又は	の免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科	状)を有する者である当該中学校等の教員が、それ	、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員	中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる	る事項について高等学校の教諭の免許状(特別支援学	十六条の五第二項の教科又は教科の領域の一	限る。)に掲げる事項の教授又は実習を担任する場	該中学校等の教員が、同項各号(中学校等に係る	」という。)第三条の二第一項の非常勤の講師	育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下 [学校の教員の免許状を要しない。	のいずれかに該当する場合は、当該授業の教科に相	当該中学校等の教員であること。ただ	授業を行う者は、当該授業の教科に相当する中学校	〔略〕	とする	易かい一つ。	のいって欠り各号に掲げる甚等にあっているには、これでは、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	という。)において、生徒の教育上適切な配慮がなさ!! 別	学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(以下「中」	できる場合は、中学校、義務教育学校の後期課程、	利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修さ デ	を含む。)の規定に基づき、授業を、多様なメディア [] 準	十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用 第	十七条の二(同令第七十九条の	改 正 後
七な指	算な行うになる 携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を	有する当該中学校等の生徒が当該授業を履修	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1							号の細分を加える。]				号の細分を加える。]			の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること。	授業を行う者は、当該授業の教科に相当	[同上]	る場合とする。	易ずのtameにあるというに思って、角変の名を育し近世の西原なからおているものとしてどの	走り牧育上窗のよに気がなされているようでして欠ります。 オード・ディー こうかんしょう しょうしん アイカン	援学校の中学部(以下「中学校等」という。)におい	務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は	修させることができる場合は、文部科学大臣が、中学	アを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場	する場合を含む。)の規定に基づき、授業を、多様な	項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項に	校教育法施行規則第七十七条の二(同令第七十九条の	改 正 前

備考 表中の[[項を削る。]
]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標	
標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	ある。

附

則

この告示は、 令和六年四月一日から施行する。